

議案第18号関連資料

明石市立市民会館、明石市立西部市民会館及び明石市立中崎公会堂に係る 指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	所在地
明石市立市民会館	明石市中崎1丁目3番1号
明石市立西部市民会館	明石市魚住町中尾702番地の3
明石市立中崎公会堂	明石市相生町1丁目9番16号

2 指定期間

5年間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

3 指定管理者となる団体の概要

名称	共立・協栄ビル管理共同事業体	
	代表団体	構成団体
	株式会社共立	協栄ビル管理株式会社
所在地	東京都渋谷区代々木5丁目40番13号	京都府京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町675番地の1
主な事業	劇場・舞台管理	総合ビルメンテナンス

4 事業概要

(1) 主な提案内容

項目	主な提案内容
実施事業	市民参加型・育成型事業(高校生のための芸術鑑賞教室、あかし落語塾、明石第九演奏会等)のほか、コンサートや演劇等の幅広い事業を実施することで、市民が多様な文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図る。
貸館業務	市役所新庁舎建設工事に伴う影響(駐車場、交通規制等)について、市民会館利用者への事前アナウンスに加え、打ち合わせの徹底や迅速な情報共有により、利用者への影響を最小限に抑える。
維持管理業務	施設の修繕履歴を把握し、緊急性のレベルに応じた優先順位付けやリスク分析を実施するとともに、稼働率が高く重要な設備の交換部品をストックするなど、経年劣化が進む施設への対応を図る。
その他の取組	自主事業において、U-25割引チケットや舞台芸術に触れる機会が少ない子どもたちの無料招待枠を設定するとともに、「トライやる・ウィーク(職業体験)」の受入により、次世代の育成に貢献する。

(2) 経費の増減(見込み額)

令和6年度 指定管理料(予算額)	令和7年度 指定管理料(提案額)	増減額	増減率
176,840千円	201,580千円	24,740千円	13.9%

(増加理由) 3施設における人件費及び施設維持管理費等の高騰に伴うもの。